

令和6年度 フィットネスフロイデ 営業カレンダー(4月～9月)

4月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

5月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

6月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

9月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

休館日
 ……スクール休講日
 ……スクールテスト

※予定は変更する場合があります。変更の際は掲示板及び犬山市ホームページでお知らせします。

※「暴風警報または特別警報が発令されたとき」については裏面をご覧ください。

※退会・休会は、希望する月の前月10日までに受付にてお願いします。 フィットネスフロイデ(0568)61-7272

フィットネスフロイデご利用の方へ

暴風警報または特別警報等が発令されたとき

- ①当施設の開館中、犬山市に暴風警報または特別警報（以下、警報）が発令された場合は、受付を中止し臨時休館となります。
- ②開館時間の2時間前（午前8時）に警報が解除されていない場合は、臨時休館となります。
- ③警報が解除された場合は、解除の発表から2時間後に営業を開始します。ただし、午後5時以降に警報が解除された場合は休館となります。また、被害状況により利用者の安全が確保できないと市が判断した場合も休館となります。
- ④当施設（市民交流センター）が災害警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）が発令された地域となった場合は、臨時休館となる場合があります。

スイミングスクール受講の方へ

- ①次の場合において、スイミングスクールは休講となります。
 - ・スイミングスクール開始の2時間前までに警報が解除されない場合
→休講になった場合は、1回に限り振替日を設けてスクールを実施します。
- ②ジュニアスイミングスクール受講の方に限り、当日初回のスクールが中止になった場合はその後のスクールも同様に中止となります。
 - ◇2時間前までに警報が解除されない場合の判断時間
 - 火～金・・・午後1時30分（午後 3時30分より初回開始）
 - 土曜日・・・午前8時30分（午前10時30分 // ）